

敦賀市
北地区防災計画

令和3年11月

北地区防災計画 目次

第1章	総則	第1節	基本方針	・ ・ ・ ・ ・	1
		第1項	計画の名称		
		第2項	計画の目的		
		第3項	推進委員会の設置		
		第2節	地区の特性とリスク	・ ・ ・ ・ ・	1
		第1項	地区の特性		
		第2項	予想される災害リスク		
第2章	震災対策	第1節	平常時の取組	・ ・ ・ ・ ・	4
		第1項	基本方針		
		第2項	自助の推進		
		第3項	互助の活動		
		第4項	共助の活動		
		第2節	災害時の取組	・ ・ ・ ・ ・	5
		第1項	基本方針		
		第2項	自助の対応		
		第3項	互助の対応		
		第4項	共助の対応		
第3章	風水害対策	第1節	平常時の取組	・ ・ ・ ・ ・	6
		第1項	基本方針		
		第2項	自助の推進		
		第3項	互助の活動		
		第4項	共助の活動		
		第2節	災害時の取組	・ ・ ・ ・ ・	7
		第1項	基本方針		
		第2項	自助の対応		
		第3項	互助の対応		
		第4項	共助の対応		
		第3節	避難行動要支援者対策	・ ・ ・ ・ ・	8
		第1項	避難行動要支援者支援計画の立案		
		第2項	個別避難カルテの推進		
第4章	復旧・復興	第1節	復旧対策	・ ・ ・ ・ ・	8
		第1項	基本的考え		
		第2項	復旧対策体制		
		第3項	その他		
		第2節	復興対策	・ ・ ・ ・ ・	9
		第1項	基本的考え		
		第2項	復興対策体制		
		第3項	その他		
第5章	防災訓練・啓発等	第1節	防災訓練	・ ・ ・ ・ ・	9
		第1項	訓練の種類と目的		
		第2節	啓発活動	・ ・ ・ ・ ・	9
		第1項	啓発活動		
		第2項	防災マップ		

第1章 総則

第1節 基本方針

第1項 計画の名称

この計画を「北地区防災計画」という

第2項 計画の目的

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「地区ぐるみの協力体制」です。

私たち北地区では、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「敦賀市北地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「互助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

第3項 推進委員会の設置

1 基本方針

推進委員会は、本計画の実行・推進を図るため、地区住民を主体として組織され、関係機関・団体等とも連携・協力しながら、本計画の目的を具現化することを目指します。

2 組織体制

各区長はじめ、北地区内で活動する各種団体等および防災活動に関心がある者などで組織します。

第2節 地区の特性とリスク

第1項 地区の特性（2021年4月現在）

北地区は、中心市街地の北側に位置し、敦賀湾に面した高低差の少ない平地にあり、北東側には天筒山を背負い、金崎宮、氣比神宮など敦賀市を代表する神社が在り歴史ある街です。地区内には、市武道館やきらめきみなと館など公共施設も比較的多く、氣比神宮を中心に旧中心市街地となっており、人口3,561人・世帯数1,680世帯で、住宅・商店等が密集しており、高齢化率も34%と高くなっています。

第2項 予想される災害リスク

【震災リスク】

北地区北東側約1.5kmに敦賀断層が南北に走り（図-1参照）、地区の大半は堆積砂であり、地震発生時には大きな被害が予想される。今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率も6%以上（2020年発表値）と高く、住宅等が密集する地区としては、十分な対策が必要と考えます。

また、福井県発表の津波予想によると、北地区住居エリアへは最大 1～2 mの津波が予想されており、津波避難の計画も重要となります。



図1 敦賀市北地区周辺の地質図 (断層の位置)

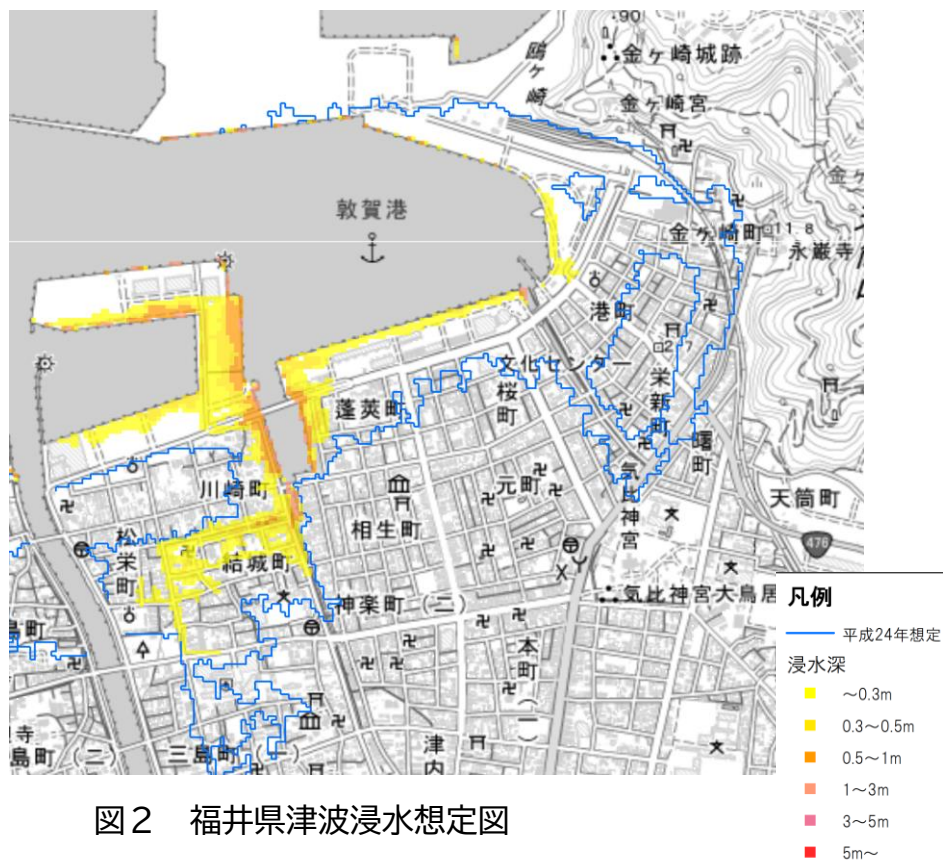


図2 福井県津波浸水想定図

【風水害リスク】

—水害（洪水等）について—

地区内に大きな河川は通っていないが、西1 km以内に笹の川(2級河川)が流れており、想定最大規模（概ね千年に一度の確立で起こる大雨）の場合（図3参照）、氣比神宮を中心に最大3 mの浸水が予想されています。河川の氾濫等が発生した場合、地区内の主要道路は浸水により通行できなくなると予想されるため、確実な事前避難の対策が重要となります。

—土砂災害について—

地区北東側の天筒山は図1の地質図からも分かるように、殆どは堆積砂礫となっており、非常に崩れやすい地層となっています。流域面積は大きくはないが、急な崖地が多く点在（図3参照）し、土砂災害警戒区域に指定された場所も多くあり、安全な段階での避難体制の整備が重要となります。

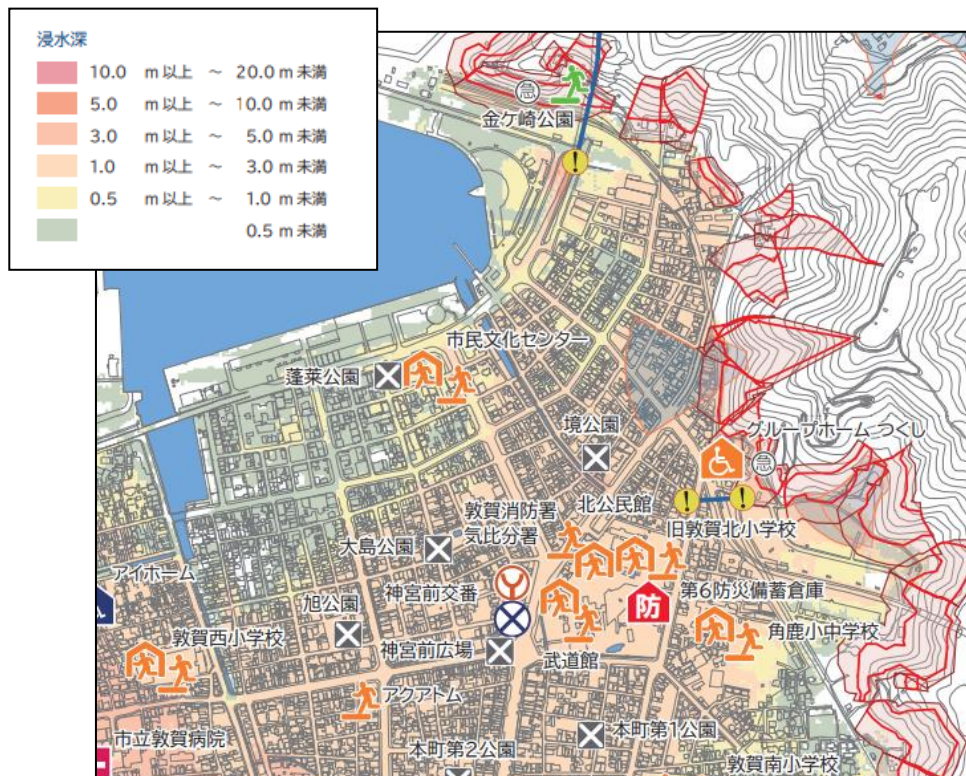


図3 笹の川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

第2章 震災対策

第1節 平常時の取組

第1項 基本方針

地震の発生は予測が難しいため、平常時からの備えが重要となる。そのため各家庭等での耐震対策や、各区での応急対応の体制整備、地区としての体制整備などの対策を進めます。

第2項 自助の推進

1 耐震対策等の推進

各家庭等（事業所含む）では、地震の揺れによる直接の影響を軽減するため、以下の対策を進めます。

- ・家屋等の耐震化の促進
- ・家屋内の転倒防止等の促進

2 避難に関する備えの促進

各家庭等で、避難場所の確認や緊急時の連絡方法（家族内など）の確認、非常持ち出し品等の準備など、発災したときに必要となる備えを進めます。

第3項 互助の活動

1 自助の取組の促進

各家庭等での対策（自助）の推進を図るために、各区において、耐震化の指導や、避難方法等の指導など必要となる支援を実施します。

2 発災時における体制の整備

地震発生した場合に必要な、次の事項について体制を整備します。

- ・区対策本部の設置体制
- ・救出、救護、初期消火についての備え
- ・被害状況の把握と伝達等の方法
- ・避難行動要支援者等の保護の方法

について

- ・一次避難場所の整備

3 防災マップの作成と更新

各区において、避難場所・経路等の確認、危険個所の確認や防災資源の把握などを定期的の実施し、現状に応じた地震防災マップの作成を進めるとともに、更新（見直し）を図っていきます。

第4項 共助の活動

1 地区全体の防災力の向上

各区での、震災への備えの推進を図るために、主に次の事業を推進します。

- ・啓発活動の実施
- ・避難所の開設と運営計画（マニュアル）の整備
- ・防災リーダーの育成
- ・防災用備蓄の推進

2 発災時における体制の整備

震災発生時に、各区での被害状況の把握や救援活動などを実施するための、地区対策本部の設置体制、および情報体制や行政等との連携体制について整備を進めます。

第2節 災害時の取組

第1項 基本方針

人的被害が発生する恐れがある地震が発生した場合に、各家庭などでの対応能力の向上や、各区での住民の安全確保への取り組みの推進、さらに地区として被害状況の把握などの緊急時の対応について、命を守るための防災力の向上を図っていきます。

第2項 自助の対応

1 安全の確保

地震発生時に自身の命を守る行動を確実に取るために、身の守り方や安全な場所への避難行動などを、各家庭等で主体的に実行します。

2 安否・被害状況等の確認

地震の揺れが収まった後、安全な屋外へ避難し、家族・近隣の安否の確認、および周辺の被害状況の確認を実行し、区対策本部への通報・連絡し、必要な場合は初期消火や救出等の応急対応を実施します。

3 避難の実施

避難する場合は、必ず各区で指定された一次避難場所へ避難します。余震の危険性が低くなった段階で、自宅等での生活が困難な住民を優先に指定避難所へ避難を実施します。但し、津波警報(注意報)が発令された場合は、津波指定避難場所へ直接避難を実行します。

第3項 互助の対応

1 区対策本部の設置・運営

人的被害が発生する恐れのある地震が発生した場合、区役員および防災担当者において、速やかに区が指定した公園等の安全な場所において、一次避難場所を開設するとともに、その場所において区対策本部を設置し、次の対応を実行します。

- ・一次避難場所の開設
- ・被害状況の把握と伝達
- ・応急対応の実施
- ・地区対策本部との連携
- ・炊き出し等の実施
- ・その他必要となる事項

2 避難等の支援

区内の自力での避難が困難な住民に対し、近隣住民が中心となって一次避難場所、ならびに津波指定避難場所への避難支援を、安全を確保しながら実行しましょう。

第4項 共助の対応

1 地区対策本部の設置・運営

震度 6 以上の地震が発生した場合、被害の有無にかかわらず地区対策本部を設置し、次の必要な対応を実施します。本部の設置・運営は予め決められた本部要員によって実行します。

- ・被害状況の把握と伝達
- ・各区への支援の実施
- ・市対策本部との連携
- ・各支援組織との連携
- ・その他必要となる事項

2 指定避難所の開設と運営支援

震災により自宅での生活が困難な状況になった住民等を収容する場所として、市が指定した避難所の開設・運営について、マニュアルをもとに支援し、円滑な避難所運営を実行します。主な業務は次の通りです。

- ・避難所開設の伝達（各区・市担当）
- ・避難所開設の準備支援
- ・避難所の運営支援
- ・ボランティアと連携
- ・その他必要となる事項

第3章 風水害対策

第1節 平常時の取組

第1項 基本方針

風水害対策で重要となるのは、住民一人ひとりが決して甘く見ることなく、適宜適切な行動がとれるよう、正しい知識を理解することです。そのため、各家庭および各区で避難に関する取組を推進します。

第2項 自助の推進

1 各家庭等でのハザードの確認

各家庭及び事業所において、ハザードマップを確認するとともに、ハザードマップによるリスクを把握し、必要となる対応を認識します。

2 各家庭等で避難計画

風水害のリスクから、どの様な避難行動が必要なのかを、区と協力して把握し、各家庭等での避難計画を作成し、適切な避難行動に繋がります。避難計画には、避難場所および避難経路、避難方法、避難時の連絡方法、避難時の持ち出し品なども記載するようにします。

3 近隣との避難協力

風水害が切迫し避難が必要な状況となった場合、近隣にも声掛けの実施とともに、避難に支援が必要な避難行動要支援者の支援も出来る限り実行します。

第3項 互助の活動

1 危険個所等の確認

区住民がどの様なリスクがあるのかなどの理解を進めるために、地区とも連携し、区内のハザード（危険個所）の確認（表示）、避難場所の確認などを進め、住民に提示します。

2 区で避難計画の立案

地区の指導・助言のもと、区としての避難計画を立案し、区住民等への理解を促し、安全かつ確実な避難の実行を図っていきます。避難計画には、主に次の事項を記載します。

- ・リスクの確認と避難場所
- ・安否確認方法の検討
- ・避難のタイミング等
- ・避難行動要支援者の支援
- ・その他必要な事項

第4項 共助の活動

1 地区内のハザードの確認

各区とともに、地区内および隣接するハザードの確認・表示等を実行し、予想されるリスク（被害程度）を検討し、各区および地区としての避難計画に活かしていきます。

2 地区の避難計画の立案

確認されたリスクをもとに、地区としての避難計画を立案し、各区での避難計画の立案促進につなげていきます。避難計画については主に次の事項を記載します。

- ・避難場所の確認（収容能力等）
- ・避難情報の伝達方法
- ・避難のタイミングについて
- ・安否確認と伝達について
- ・避難所の開設・運営について（発災時）
- ・その他必要な事項

3 啓発活動の実施

ハザードや避難計画・避難方法等などについて、自助・互助の促進に必要なとなる事項についての勉強会や講演・講習等を積極的に実施します。

第2節 災害時の取組

第1項 基本方針

風水害への対応策の基本は避難です。この避難が適宜適切に実行できるために、自分の命は自分で守るという意識の醸成と、避難計画に基づき的確な避難が完了できるよう対策を進めていきます。

第2項 自助の対応

1 情報の収集

避難行動を判断するためには情報が必要となります。各家庭等で気象等の情報把握、家族との連絡などを行い、避難が必要な時に速やかに動けるよう備えます。

2 安全な避難の実施

安全な避難のために、避難のタイミングを各家庭等で確認をし、普段から避難のための持ち出し品等準備をし、早めの避難実施を心がけます。避難を実行する場合は、必ず区担当者や家族等へ連絡を行います。

第3項 互助の対応

1 避難計画の実施

各区で定めた避難計画や、協議された避難方法をもとに区住民の避難誘導および避難支援等、次の対応を実施します。

- ・情報収集と避難判断
- ・避難の呼びかけ
- ・避難者の安否確認
- ・被害状況の確認と通報
- ・地区対策本部との連携
- ・その他必要となる事項

第4項 共助の対応

1 地区避難計画の実施

地区で定めて避難計画や、協議された避難方法をもとに各区での避難状況や、避難場所の状況等の把握を行い、地区住民の安全な避難のため次の

事項を実施します。

- ・避難に関する支援活動
- ・安否確認と被害状況の把握
- ・避難所の開設・運営の支援
- ・避難状況の把握
- ・敦賀市担当部署との連携
- ・その他必要となる事項

第3節 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者対策とは、主に風水害の恐れがあるときに、避難行動が難しい避難行動要支援者を対象に、住民同士等で安全に避難を支援するための対策です。

第1項 避難行動要支援者支援計画の立案

避難行動要支援者の避難支援のため、次の事項について計画を立て、地区および各区が協力して実行していきます。

- 1 基本的考え
- 2 避難方法について
- 3 避難場所について
- 4 支援方法（個別避難カルテ）について
- 5 避難情報について
- 6 家族との連絡・引き渡し
- 7 地区対策本部への報告等

第2項 個別避難カルテの推進

個別避難カルテとは、避難行動要支援者ひとりひとりの身体的な状況や、家族などの状況などに応じ、適切な避難支援の方法をまとめたもので、安全な支援実行のために作成します。前項の計画の中に次の事項について記載をします。

- 1 北地区避難支援カルテについて
- 2 聞き取りについて
- 3 支援プランについて

第4章 復旧・復興

第1節 復旧対策

第1項 基本的考え

復旧対策は、救命活動が終了した後に、被害を受けた道路やライフラインの速やかな復旧のため、地区および各区で連携・協力して行います。

第2項 復旧対策体制

迅速な復旧を目指すために、地区および各区の代表により地区復旧対策本部を設け、必要となる機関と協力して復旧対策の推進を図ります。

第3項 その他

ボランティアなど、民間の機関などの協力・支援を、対策本部が窓口となり積極的に受け入れ、各家庭などの復旧促進を図ります。

第2節 復興対策

第1項 基本的考え

概ね復旧対策の完了が予測される段階に、各区での自治活動や、福祉活動、地区内での支え合い活動など、北地区の復興のビジョンをもとに対策を推進します。

第2項 復興対策体制

各区からの代表や地区内の福祉関係等からの代表等で、復興委員会を立ち上げ、広く地区住民の意見を反映させられる体制を設けます。

第3項 その他

地区の文化等の復興のために、必要となる各団体や機関とも積極的に連携していきます。

第5章 防災訓練・啓発等

第1節 防災訓練

第1項 防災訓練の種類と目的

防災訓練は、日ごろの防災活動の一環として、各種計画の実効性の確認や、人的対応能力等の向上を目指して、訓練の目的および対象者等を明確にして開催します。

1 全体訓練

指定避難所や校庭などを利用して、主に地震などの初動対応訓練や、避難所開設などの訓練として、多くの地区住民の参加を促し開催します。

2 スポット訓練

避難計画や対策本部開設・運営など、訓練目的と訓練対象者を限定して、各種計画の実効性の確認などを目的に開催します。

第2節 啓発活動

第1項 啓発活動

1 講習会・勉強会について

防災に関して、広く住民に理解を求める講習会や、特定の担当者レベルでの勉強会など、本地区防災計画を進めるうえで必要な啓発活動を実施します。

第2項 防災マップ

防災マップは、災害リスクからどのように身を守るのかを示したものでなければなりません。既に作成済みの区も含め、防災マップの見直しや更新、新規作成を図り、広く地区住民に理解してもらうための説明会の開催などを進めていきます。